介護支援専門員法定研修受講料補助事業実施要綱

６福祉高介第８号
令和６年６月６日
一部改正　８福祉高介第８５２号
令和８年７月９日

（目的）

第１条　本事業は、都内事業所において介護支援専門員資格を活用する業務に従事する者又は従事する見込みのある者が、介護支援専門員の資格維持及び資格取得に必要な法定研修を受講する際の受講料の負担を軽減することで、介護支援専門員の人材確保及び定着を促進することを目的とする。

（実施主体）

第２条　本事業の実施主体は、東京都とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

（事業内容）

第３条　東京都内の別表に定める介護保険施設及び事業所等（区市町村が直接運営する場合を除く）において、現に介護支援専門員資格を活用する業務に従事する者又は従事する見込みのある者が資格維持及び資格取得に必要な法定研修を受講する際に納入する研修受講料に対し、予算の範囲内で補助を行う。

（その他）

第４条　この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表　補助対象とする介護保険施設及び事業所等の種別等（第３条関係）

1	居宅介護支援、介護予防支援
2	地域包括支援センター
3	介護老人福祉施設
4	介護老人保健施設
5	介護医療院
6	（介護予防）特定施設入居者生活介護
7	（介護予防）小規模多機能型居宅介護
8	看護小規模多機能型居宅介護
9	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
10	地域密着型特定施設入居者生活介護
11	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
12	その他介護支援専門員の資格を活用した事業を行う者として東京都が認める事業者